

令和6年度第3回豊山町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和6年10月4日(金) 午前11時～午前11時30分
- 2 開催場所 豊山町役場3階 会議室5
- 3 出席者
 - (1) 豊山町選挙管理委員会委員
委員長 安藤保信
委員 坪井兼俊 小塚勝好 (欠席 江崎弘)
 - (2) 事務局
書記長 堀尾政美
書記 林真吾 保子明德
- 4 議題
第50回衆議院議員総選挙について
- 5 会議資料
 - 議案第20号 ポスター掲示場を設置する場所を定めること
 - 議案第21号 投票管理者及び同職務代理人を選任すること
 - 議案第22号 開票管理者及び同職務代理人を選任すること
 - 議案第23号 期日前投票管理者及び同職務代理人を選任すること
 - 議案第24号 期日前投票所を定めること
 - 議案第25号 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を定めること
 - 議案第26号 投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること
 - 議案第27号 不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること
 - 議案第28号 最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所を定めること
 - 議案第29号 投票所を定めること
 - 議案第30号 開票の場所及び日時を定めること
 - 議案第31号 開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること
- 6 議事内容
事務局： ただ今より、令和6年度第3回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます

ます。

会議に先立ちまして、本日江崎委員から欠席のご連絡を受けていますので、ご報告いたします。

はじめに、委員長からごあいさつをいただきます。委員長よろしくお願いたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日の委員会の議題は、令和6年10月27日に執行されます第50回衆議院議員総選挙についての議案でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、あいさつとさせていただきます。

事務局： それでは、議事の取り回しを委員長にお願いいたします。

委員長： 本日の議案は12件です。

第50回衆議院議員総選挙の執行について、関連がありますので、一括して事務局に議案第20号から議案第31号までの説明を求めます。

事務局： 今回第50回衆議院議員総選挙ということで、10月15日公示、10月27日投開票となっております。

まず、議案第20号「ポスター掲示場を設置する場所を定めること」としまして、令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を定める必要がありますので、例年どおり35箇所について、別紙のとおり定めてよろしいでしょうか。なお、区画数は10区画とする旨、県から連絡がきております。

続きまして、議案第21号「投票管理者及び同職務代理者を選任すること」。公職選挙法第37条及び公職選挙法施行令第24条の規定に基づき、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただきますよろしいでしょうか。

続きまして、議案第22号「開票管理者及び同職務代理者を選任すること」。公職選挙法第61条及び公職選挙法施行令第67条の規定に基づき、開票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただきますよろしいでしょうか。

続きまして、議案第23号「期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること」。公職選挙法第48条の2第1項及び公職選挙法施行令第49条の7の規定により、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要がありますので、記載名簿のとおり選任させていただきますよろしいでしょうか。

続きまして、議案第24号「期日前投票所を定めること」。公職選挙法第48条の2第6項の規定により、期日前投票所を定める必要がありますので、記

載のとおり定めてよろしいでしょうか。

続きまして、議案第25号「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票を定めること」。公職選挙法第49条の2第4項の規定により、期日前投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

続きまして、議案第26号「投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時、場所を定めること」。公職選挙法第175条第3項の規定に基づき、小選挙区選出候補者の氏名等の掲示順序を定める必要がありますので、記載のとおり実施してよろしいでしょうか。また、当日はくじ引きを行うため、委員長におかれましては、役場・会議室1にお越しいただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第27号「不在者投票用紙等の告示日前発送の日を定めること」。不在者投票は、郵送に時間がかかることから、公職選挙法施行令第53条の規定で、公示前でも投票用紙の発送ができるように、市町村の選挙管理委員会で定めることができます。不在者投票の告示日前の発送の日を記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

続きまして、議案第28号「最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所を定めること」。最高裁判所裁判官国民審査法第52条に基づき、最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所を記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

続きまして、議案第29号「投票所を定めること」。公職選挙法第39条の規定により、投票所を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

続きまして、議案第30号「開票の場所及び日時を定めること」。公職選挙法第63条及び第64条の規定に基づき、開票所の場所及び日時を定める必要がありますので、記載のとおり定めてよろしいでしょうか。

最後に、議案第31号「開票立会人を定めるくじの場所、時間を定めること」。公職選挙法第62条の規定に基づき、開票立会人を定める必要がありますので、記載のとおりくじの場所、時間を定めてよろしいでしょうか。ただし、10人以内であれば実施いたしません。

議案については以上でございます。

委員長：事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

(特になし)

委員長：無いようですので、質疑を終わります。

それでは、採決に入ります。議案第20号から議案第31号について、賛成の方の挙手を求めます。

委員：（全員挙手）

委員長： 全員賛成と認めます。

以上で、本日の議題は終了となります。

その他何かありましたらお願いします。

事務局： では、事務局からご連絡します。お配りしている資料1に衆議院議員総選挙について委員の皆様様の業務予定をまとめましたので、ご覧ください。

10月15日（火）の午後6時に候補者氏名の掲載順序を決めるくじ引きを行います。委員長におかれましては、午後6時までに役場2階の会議室1にお越し下さいますようお願いいたします。

10月25日（金）に行います投票所の点検は、当日午後3時30分頃に役場2階の会議室に集合していただき、各投票所へ確認に参ります。

なお、選挙啓発につきましては、10月23日（水）、24日（木）の2日間、午後2時頃から明るい選挙推進協議会の委員の方々が町内のスーパーにて啓発品を配布し、広報車により広報する予定です。

最後に、次回の選挙管理委員会につきましては、12月2日（月）に開催する予定ですので、よろしくようお願いいたします。

以上で事務連絡を終わります。

委員長： その他よろしいですか。

以上で、本日の委員会は終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、令和6年度第3回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員2人が署名する。

令和6年12月2日

委員長 安藤 保信

委員 坪井 兼俊

委員 小塚 勝好